

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	健康保険部長寿政策課地域包括ケア推進室
委 託 業 務 名	上田上・青山エリア新規包括システム設定・保守業務
委 託 業 務 場 所	大津市御陵町 3 番 1 号
概 要	長寿政策課、各あんしん長寿相談所で使用している地域包括支援システムについて、上田上・青山エリアに新設される地域包括支援センターに関する設定を行い、保守を行う。
契 約 期 間	令和 6 年 4 月 1 日 から 令和 7 年 3 月 3 1 日まで
契 約 年 月 日	令和 6 年 4 月 1 日
契 約 金 額	1, 1 8 0, 3 0 0 円
契約の相手方	〔所在地〕 大阪市西区阿波座二丁目 4 番 2 3 号 〔名 称〕 株式会社ブレインサービス
契約相手方の選 定 理 由	株式会社ブレインサービスは本市が利用する地域包括支援システムの製造開発業者であり、当該システムのソースコードを公開していないことから、当該事業者以外がシステムに関する設定・保守を行うことができないため。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策
随意契約については、別途公表をしています。